第六講

キホンのEAR　Part.1

塾長　さて、前回までは「取引審査」をテーマに3回にわたって演習も交えて勉強しましたね。今回からは、海外法制度の一つ、米国輸出管理規則（EAR）を勉強していきましょう。

生徒M＆Y　よろしくお願いします。

本題に入る前に…

塾長　さて、では本題に入る前に、ほんの少しですがウォーミングアップでもしてみましょうか。皆さんがどれだけ海外法制度についてご存知かどうかチェックしましょう。

生徒Y　いきなりですか？！

生徒M　最近の塾長は私たちに問題を解かせるパターンが多いですよね（汗）。

塾長　まぁまぁ。解説はしっかり後でやりますから。力試しに解いてみてください（笑）。輸出管理の知識と判断を問う問題です。制限時間は5分間です。さぁ、始め！

生徒Y＆M　ひぇ～～！！

ウォーミングアップ問題　　制限時間：５分

＜知識編＞
　次の文の（　　）の中に当てはまる語句をそれぞれ答えなさい。

・米国は、民生部品の輸出・再輸出を規制している。その規則名は、①（　　）という。これは、②（　　　　　　　）の略である。これは、米国③（　　）省④（　　　）局が管轄している。さらには、日本のように所管官庁が一元化されていないため、軍事関連品及びサービスや核関連専用の資機材、特定の国や個人に対する禁輸措置・金融制裁などの各規制が各省庁によって行われている。
・米国輸出規制は、日本と違って規制項番は複数項番にまたがることはなく、規制品目は⑤（　　　　）において⑥（　　　）という規制品目分類番号に分類されている。リスト規制品は、⑦（ ）桁の記号が割り振られ、それぞれの品目の規制値等が規定されている。これらの規制値に満たないものは全てリスト外規制品といい、これは⑧（　　　）と表記されている。

＜判断編＞
次の設問に合っているものは○、間違っているものは×で答えなさい。
（１）米国から日本に輸入した米国製品をロシアへ再輸出する場合、外為法による輸出管理を行うのみでよい。
（２）米国法に違反した場合、米国以外の企業や機関、個人であれば何ら影響はない。

―５分経過―

塾長　時間です。さてさて、いかがでしょうか。

生徒Ｙ　あまり自信がありません…。

塾長　今回はウォーミングアップにしては、少し難しい問題だったかな？STC Expert認定試験（安全保障輸出管理実務能力認定試験）で出題された問題も混じっていますからね。これから勉強していけば大丈夫です。ですが、実務においては、法律ですから絶対に誤りは許されません。講義の最後にもう一度解いてみてください。

生徒Ｙ＆Ｍ　分かりました。

塾長　Ｙさんは今回初めてEARに触れると思いますが、しっかりと聞いて、知識を身につけていけば大丈夫ですよ。

米国法の域外適用？

塾長　みなさん、この本を知っていますか？

生徒Ｍ　うーん。見たことがありません。

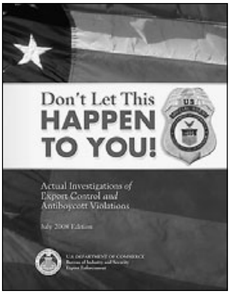

"Don't Let This Happen to You!"

生徒Y 私も。訳すと"あなたの企業で起こさないでね！"といったところでしょうか。装丁もかっこいいし、不正輸出事件の小説ですか？

塾長 こらこら（笑）。これは、米国商務省（DOC/Department of Commerce）の産業安全保障局（BIS/Bureau of Industry and Security）が出している2008年度の報告書[1]です。内容は米国法に違反し、BISから制裁を受けた事件の概要が掲載されています。この中に、日系企業計3社も含まれているんです。

生徒Y 日本の企業が？米国法違反？その日系企業は、経済産業省から告発を受けた外為法違反企業ではありませんよね。どういうことでしょうか？最近、場合によっては日本も米国スタンダードを守る必要があることは耳にしています。でも、なぜ日本企業の輸出管理担当者が米国の輸出規制について知り、遵守する必要があるのでしょうか。

塾長 良い質問です。米国にも、我が国と同じように国際レジームの規制品目リストに基づいた輸出規制があることはご存知ですね。復習ですが、米国は日本の外為法上、輸出貿易管理令別表第3に掲げられている不拡散政策実施国であり、キャッチオール規制の規制対象外となる地域、つまり「ホワイト国」（現在26カ国）に分類されますね。

生徒M 許可申請が不要、ということですよね。

生徒Y …あれ？ホワイト国である米国がなぜ、日本に対して再輸出規制を行使してくるのでしょうか。日本は4つの国際輸出管理レジームに参加し、大量破壊兵器に関するキャッチオール規制を実施しているのに…。

---

1 http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/dontletthishappentoyou-2008.pdf （Don't Let This Happen to You！）

塾長　Yさんは混乱しているようですが、良い所に気づきましたね。米国の再輸出規制、これがいわゆる「域外適用」なのです。

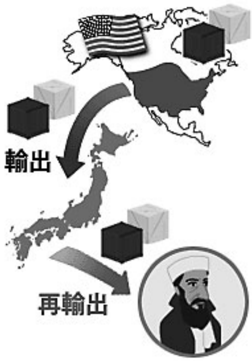

生徒Y　生き甲斐テキヨウ？

生徒M　域外適用ですよ！例えば日本企業が米国から輸入した製品が、米国の規制対象品であって、それを外国へ売った場合に米国の再輸出規制がかかる、ということですよね。

> **＜再輸出規制の定義＞**　EAR§734.2(b)(4)
>
> 貨物の輸出
>
> ①“Reexport” means an actual shipment or transmission of items subject to the EAR from one foreign country to another foreign country;
>
> 　規制対象品目（貨物、技術、ソフトウェア）を米国以外の国から別の外国へ船積、もしくは移転すること。
>
> **もしくは**
>
> 役務の提供
>
> ②release of technology or software subject to the EAR to a foreign national outside the United States, as described in paragraph (b)(5) of this section.

塾長　そのとおり。域外適用とは、「国家法を外国で行われた行為に適用すること」（新法律学辞典）と定義されています。米国は輸出規制以外にも、証券取引法や特許法、アンチボイコット法や独占禁止法で域外適用を行っていますよ。

生徒Y　それって覇権主義じゃないんですか？

塾長　ええと、少し難しいことを言いますとね、国際法上、国家の管理権の原則は「属地主義」、つまり国家は原則として、その領土内において行われた行為に対してだけ規制できるとされています。したがって、いわゆる域外適用はこの属地主義の原則との関係においては重大な例外、ということになるんですね。そういうわけで、域外適用である米国再輸出規制は国際法の原則に反する、と世界中の非難を浴びています。

生徒Y　う〜ん、難しい話ですね。でも、Mさんが言うように、日本は、米国から高性能の部品や技術を輸入して製品を作って、その製品を外国に再輸出したり、あるいは米国の技術を用いて、アジア地域の工場で現地の労働者に対して技術指導を行われていますよね。そうした輸出行為や技術指導のた